

10. 国有ワクチン（抗毒素）の供給

国有ワクチン（抗毒素）とは、患者発生の予測ができないため需給の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないものの国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が備蓄する医薬品のことをいいます。

国有ワクチン（抗毒素）については、緊急時に対応できるよう、厚生労働省が医薬品メーカーから買い上げ、全国9箇所（北海道、宮城、新潟、埼玉、大阪、山口、香川、熊本、沖縄）で備蓄されています。

これらの供給については、昭和26年8月6日付薬発第357号「国有ワクチン供給要領」に基づき、都道府県からの供給申請及び緊急時における医療機関からの供給要請に対して、速やかに供給できるよう対策が取られています。

国有ワクチン（抗毒素）の供給体制

